

## 患者等搬送事業者認定制度

市民の高齢化や社会情勢の変化を背景として、寝たきり老人、身体障害者、傷病者等を対象に医療機関への入退院、通院及び病院間の移動並びに社会福祉施設への送迎については、民間が実施する患者等搬送事業への社会的ニーズが高まってきております。

鳴門市においても「患者等搬送事業指導基準等の作成について」（平成元年 10 月 4 日付け消防救第 116 号消防庁救急救助課長通知）に基づいて基準を作成し、患者等搬送事業者を認定することとしました。

### I 認定基準

- 1 次のいずれかの国土交通大臣の許可証若しくは免許状又は登録証を取得していること
  - ① 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 1 号ロ）
  - ② 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 1 号ハ）
  - ③ 特定旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 2 号ハ）
  - ④ 自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条第 2 号）
- 2 患者等搬送乗務員適任証の交付を受けている乗務員がいること
- 3 患者等搬送用自動車が定められた構造及び設備を有していること
- 4 患者等搬送用自動車には呼吸管理・創傷保護用・保温搬送・消毒その他の資機材を積載していること

### II 認定事業者（平成 23 年 6 月 1 日 現在）

認定番号	001
事業者名称	介護タクシー並川
所在地	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷116-6
電話番号	088-688-2816
認定年月日	平成 23 年 6 月 1 日
認定車両台数	患者等搬送自動車2台、患者等搬送自動車（車椅子専用）3台
その他	特になし

お問い合わせ

鳴門市消防本部 予防課

電話 088-684-1640